

土地改良施設維持管理適正化事業（拡充）

～ 緊急整備補修の拡充 ～

【3, 603（3, 603）百万円】

対策のポイント

適正化事業実施計画に定められた施設について、緊急整備補修が実施できる制度に拡充し、社会的資産である施設の適切な管理を図ります。

（農業水利施設の管理）

- ・ 農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、既存の施設の有効活用・長寿命化とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ることが必要です。
- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）は、土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修を行うこととして、一定期間資金を拠出しあつて対象施設の整備補修を実施するものです。また、適正化事業に加入している施設に限って、予測し得ない事故等により必要となる緊急整備補修を実施することができます。
- ・ しかしながら、予測し得ない事故等については、適正化事業の加入の有無に限らず発生するものであり、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）の管理専門指導員の診断の結果、適正化事業に加入した施設と加入できなかった施設で緊急整備補修の実施に差が生じないようにする必要があります。

政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修等による農業水利施設の適切な保全と管理を推進

<内容>

緊急整備補修の拡充

地方連合会の管理専門指導員が診断・管理指導を行った施設のうち、地方連合会が策定する適正化事業実施計画に位置付けられた施設については、緊急整備補修を実施できる制度を拡充します。

<事業実施主体等>

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 交付先 | 全国土地改良事業団体連合会 |
| 2. 事業主体 | 土地改良区、土地改良区連合等 |
| 3. 補助率 | 資金造成額の1/3（事業費の30%） |
| 4. 事業実施期間 | 平成21年度～平成25年度 |

【担当】農村振興局土地改良企画課

石垣・田中（03）3502-6006（直）